

『新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画 平成24年度実施結果』に対する市民意見募集の結果について

市では、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画の平成24年度実施結果について、重点戦略プランや施策課題等に関する自己評価やこの評価に対する「政策評価委員会」の検証結果などを8月末に公表し、市民の皆様から意見の募集を行い、その結果を取りまとめましたので、報告いたします。

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

平成25年8月29日（木）から10月31日（木）まで

(2) 周知方法

- ア 市政だより（9月1日号）
- イ 案内チラシ（区役所、図書館、市民館、行政サービスコーナー等で配布）と行政情報コーナーにて冊子を公表（区役所等で配架）
- ウ 市ホームページ（「政策評価制度」のページ）
- エ 広報掲示板（市内545箇所）へのポスター掲出

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX、持参

2 意見募集の結果等

6名の市民の方から13件の意見が寄せられました。
主な内容としましては、施策・事務事業の実施の方向性に対する提言などがありました。

(1) 結果一覧

| 提出者数 | 意見数 | | |
|------|-----------------|-----------------|-----|
| | 1 施策・事務事業に関するもの | 2 政策評価の手法に関するもの | 合計 |
| 6名 | 13件 | 0件 | 13件 |

(2) 意見の要旨及び市の考え方

次ページ以降のとおり。

(3) 意見募集結果等の公表時期

いただいた御意見等とこれに対する市の考え方については、1月下旬までに市のホームページで公表する予定です。

1 施策・事業に関するもの（13件）

| 意見等の要旨 | 意見等に対する市の考え方 |
|--|---|
| <p>路上喫煙防止に関する条例を制定しているにもかかわらず、指導員の人数は川崎市全体で10人にも満たないと聞いたことがあり、重点区域で数ヶ月に一度ぐらいしか見かけない。なぜ路上喫煙防止指導員は増やさないのか。</p> <p>また、重点区域で路上喫煙の違反者に実際に過料が科された件数は何件あるのか公表しているのか。</p> <p>特に川崎駅前の重点区域では、歩きタバコ、ポイ捨て、自転車を運転しながらの喫煙を毎日のように見かけ、歩いている子どもやベビーカーに乗った赤ちゃんの脇を火の付いたタバコを持ちながら通り過ぎる喫煙者が後を絶たない。また、注意しても歩きタバコを続ける人や重点区域であることさえ知らない人が多い。</p> <p>路上喫煙防止条例を制定している地方自治体の代表として、重点区域ではなく、指定喫煙所を除く川崎市全域を路上喫煙禁止エリアにするなど、一歩踏み込んだ大胆な取り組みをして欲しい。それが契機となって全地方自治体に波及し、「歩きタバコ禁止法案（軽犯罪法改正案）」が近い将来、国会で可決される日がくることを強く望む。</p> | <p>本市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。</p> <p>条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、川崎、武蔵小杉、武蔵溝ノ口、鷺沼、登戸・向ヶ丘遊園、新百合ヶ丘駅周辺の多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。また、違反者に対しては、路上喫煙防止指導員による注意・指導を行い、これに従わない悪質な違反者からは、公表は行っておりませんが、罰則を適用し、過料を徴収しています。</p> <p>また、市では、重点区域を中心とした巡回活動による路上喫煙者への指導・警告を、現在8名の路上喫煙防止指導員を中心に、2～3名1組になりローテーションを組んで、時間帯や場所を固定せず土日を含めて通年で行い、効果的な条例の周知に努めているところです。このほか、毎月の重点区域におけるキャンペーン活動やポスターの貼付、市営バス内での広報等により路上喫煙防止の啓発を行っています。さらに、重点区域に指定されていない市内各駅周辺の地域についても巡回活動を行うなど、条例周知の広報・啓発にも努めています。</p> <p>条例を実効性あるものとするためには、喫煙についてのマナー等を向上させることがなによりも重要であり、条例の主旨周知の広報・啓発活動等を今後も継続して実施してまいります。</p> |

| 意見等の要旨 | 意見等に対する市の考え方 |
|---|---|
| <p>川崎駅東口にある「川崎駅前東」スクランブル交差点で、歩行者用信号が一斉に青になる1つ前の状態の時は、京急川崎駅側からの車道（一方通行出口）の自動車用信号が赤になっているのだから、DICEとフロンティアビル方向を結ぶ横断歩道の歩行者用信号だけを先に青にできないのか。</p> | <p>御意見・御要望頂きました歩行者信号の件につきましては、神奈川県警察本部の判断において決定されるものであることから、交通管理者である管轄の川崎警察署に検討を依頼したところ、川崎警察署からは、「歩行者信号が一斉に青になる1つ前のサイクル時に、DICEとフロンティアビル方向を結ぶ横断歩道の歩行者信号を青とすることはできない」との回答がありました。その理由として、当該箇所のようなスクランブル交差点において、その前のサイクル時に一箇所の歩行者信号を青とすることは、信号機を見間違ふなどのケースが想定され、歩行者の安全上問題があるため、県下において実施している事例はなく、今回の箇所についても対応はできないとのことでした。本市としましても、まちづくりを推進する上で、歩行者の安全確保は重要なことと認識しておりますので、警察が安全上問題があると判断しているものについて、これ以上の働きかけは難しいものと考えております。</p> |
| <p>先日、市役所通りの歩道が歩行者レーンと自転車レーンに分離された件で、看板で「右側通行」と示された自転車レーンの中が、同レーンの中央の白線を境に、「自転車同士の対面左側通行」を示す道路標示が描かれている。これは矛盾ではないだろうか。</p> | <p>案内板の「右側通行」及び「左側通行」の表記は、歩道内の歩行者通行帯と自転車通行帯の区分を説明するものですが、自転車通行帯内には、中央の白線や矢印の路面表示があり、双方向通行になっており、御意見のとおり、利用者が誤解を招く恐れがありますことから、案内板の表記を修正いたしました。</p> |
| <p>地下鉄凍結に対する代替計画はないのか。等々力競技場へのアクセスが不便である。</p> <p>また川崎、川崎大師方面へのアクセスをメインではなく都営浅草線との相互乗り入れによるバイパス機能で集客力のある都市交通を目指してはどうか。</p> | <p>本市では、市域の縦軸を結ぶ鉄道路線はJR南武線のみであり、基幹的な交通ネットワークの強化や鉄道不便地域への対応などを目的として、これまで川崎縦貫鉄道路線の整備計画に取り組んでまいりました。</p> <p>しかし、地下鉄整備を行うためには膨大な財政負担が必要となるため、限られた財源の中で様々な市民ニーズに対応しなければならない現在の本市にとって、現時点で事業化を推進する状況にはないと考えております。</p> <p>地域をつなぐ交通基盤の整備は、市民生活の豊かさに大きくかかわる重要課題であるため、今後は市民の足となる身近な交通手段を、きめ細かく充実させることで、市民の皆様の生活利便性向上を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、いただきました御提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| 意見等の要旨 | 意見等に対する市の考え方 |
|--|--|
| <p>認可外保育所に預けた人には、払った保育料の一部について市税を税額控除し、実質的な保育料負担額が認可保育所と同水準になるように是正することで、認可・認可外の保育料差は吸収できるのではないかと考えている。</p> <p>現在、市は市民から徴収した税金で保育所の開設・運営・入所を支援するという「循環政策」を取っている。そうした回りくどい方式と、税金・子育てへの経済的支援をストレートに相殺する「保育料減税」で税収を減らしてでも既存の認可外保育所の稼働率を上げ、かわりに新規保育所整備への予算配分を抑制するのと、どちらが市財政にとって効率的なのか、検証したのか。</p> <p>いずれ川崎市も人口減に転じる日が来て、作り続けた保育所がいつかいらなくなる日が来るかもしれないという観点から、ライフサイクルコストを考えてもらいたい。</p> | <p>市町村は、政令で定める基準に従い条例に定めるところにより保育に欠けると認める児童については、保護者から申込があったときは、保育所において保育しなければならない（児童福祉法第24条）と定められています。</p> <p>子育てを取り巻く環境の変化や、転入超過等による人口増により高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、平成23年3月に「第2期 川崎市保育基本計画」を策定し、平成23年度から平成25年度の3か年で4,400人を超える保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの拡充を図ってきましたが、待機児童の解消には至っておりません。</p> <p>そこで本市では、平成25年1月に「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」を策定し、複雑でわかりづらい各種認可外保育施策の改善や施設への運営支援の充実及び保護者負担の軽減等を目的として、新たな制度である「川崎認定保育園」を開始し、認可保育所の整備と認可外保育施設の充実により、待機児童対策を進めているところです。</p> <p>認可外保育施設は、設置者が独自の社会的使命感や保育・教育理念を具現化するために本市に届け出て事業を開始した施設のため、保育料や開所日・開所時間等についても設置者が独自に設定しています。</p> <p>そこで、認可外保育施設における保育サービスの更なる質の向上を図るためにも、本市内で開業後1年を経過した施設を対象として公募を実施し、本市が定める客観的基準を満たす認可外保育施設を、限られた予算の中で「川崎認定保育園」として認定しています。</p> <p>「川崎認定保育園」を含む認可外保育施設においては、その特色ある保育理念において、多様なサービス・メニューを実施している施設も多く存在し、地域に根差した認可外保育施設の良さを踏まえた上で、多くの保護者が利用しています。</p> <p>しかしながら、認可保育所に申し込みながら不承諾となった方の受け皿となっている側面もあります。そのため、在宅児童や幼稚園に通う児童等との公費負担や低所得者世帯への配慮も踏まえながら、認可保育所に比して保育料等が高額である認可外保育施設を利用する保護者への負担軽減策（月額5,000円補助）を「川崎認定保育園」で平成25年10月から開始しました。この軽減策があることにより、認可保育所の不承諾児童が「川崎認定保育園」を利用しやすくなり、また本市から市民の皆様への案内もしやすくなることが考えられます。</p> <p>この負担軽減策は、厳しさを増す財政状況下にあっても、「市民生活の安定の確保に必要な市民サービスを着実に提供する」という地方自治体の責務を果たすため、「新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）」に掲げる行財政改革の取組を推進し、その効果を予算に反映したものです。</p> <p>行財政改革により得られた財政効果は、収支不足の改善を図った上で、平成18年度から小児医療費助成制度の拡充、私立幼稚園園児保育料等補助の拡充、小・中学校の冷房化など、市民サービスの向上に還元されており、川崎認定保育園保護者負担の軽減も、平成25年度から新たに実施されたものです。</p> <p>平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」では、希望する全ての子どもに国の示す客観的な基準を満たす「認可保育施設」において、幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することとなっていますが、現行制度の枠組みといたしましては、「川崎認定保育園」を含む認可外保育施設の活用は有効な手段です。</p> <p>なお、「子ども・子育て支援新制度」が本格実施された後には、「川崎認定保育園」を含む認可外保育施設については、可能な限り、国の示す客観的な基準を満たす「認可保育施設」へと移行できるよう、運営支援及び指導に重点を置いていく予定です。認可外保育施設が「認可保育施設」へと移行することにより、保育料の不公平も解消される見込みです。</p> |

| 意見等の要旨 | 意見等に対する市の考え方 |
|---|--|
| <p>麻生は緑の観点からは他の区に比べて良好な住居環境が残っているといえよう。しかし日常的には相変わらず緑地の減少傾向が目立つ。昨日まで蝉が鳴いていた雑木林が伐採された…。農地に住宅が建てられた…。なぜ止められないのか、止める方向に進められないのか。</p> <p>川崎市は、残された現存する貴重な緑についてそれを守る基本的な指針と具体的な施策が出ていない。</p> | <p>本市では、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備を総合的に推進していくために、「緑の基本計画（平成20年改定）」を策定し、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目標に施策を展開しています。本計画では御指摘にありますように、現存する貴重な緑の保全を重要な施策と位置付けており、これに基づき事業を実施しております。</p> <p>緑地保全施策の推進にあたっては、「緑地総合評価」「緑地保全カルテ」により保全すべき緑地を見極め、都市緑地法による特別緑地保全地区や条例による緑の保全地域の指定を拡大し、また要綱による緑地保全協定締結等、様々な施策を講じながら効果的な取組を行っております。</p> |
| <p>重点戦略プラン5では「目標をほぼ達成」が8件あるが、目標の捉え方が甘いからそういう結果になるのではないか。</p> | <p>新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画は、施策、事業を着実に推進するため、3か年の事業内容、目標を定め、実行性を確保する計画となっておりますため、目標をほぼ達成という結果となる傾向にあります。ただ、課題等がある施策等もございますので、そうした課題の状況について、今後、分かりやすい説明に努めてまいります。</p> |
| <p>緑地・農地は農業振興地域にのみあるのではない。まだ保全協定等がされていない山林・農地が日々減少している状況をどう把握しているのか。根本的、抜本的な現状維持の施策が欠けていないか。特に農業振興地域以外の市街化調整区域への取組がほとんど記載されていない。</p> <p>全国一律の法・規制では地域によっては適切でなかったり、行政指導ができない、及ばないところについて、その環境等を崩していく等は日常的なことである。自治体の権限でできる規制、行政指導、各種支援はどこまでか。</p> | <p>本市では、黒川・岡上・早野地区に残された「農ある風景」を次世代に継承するため、自然と人間の関わりを基本とする、生物多様性の保全、樹林地・農地の保全、歴史・地域文化等を伝承するため農業振興地域の活性化に取り組んでいます。</p> <p>また、農業振興地域以外も含め市街化調整区域については、本市の「都市計画マスタープラン」において、良好な自然環境と優良な農地の保全に努めることとしております。</p> <p>さらに、樹林の保全については、緑の基本計画に基づき市街化調整区域に限らず全市的に貴重な緑の保全に努めております。</p> <p>一方で、本市の農地については、資産的な価値が高く、また、都市化の圧力が大変強く、農家の営農環境は大変厳しい状況にあると考えております。</p> <p>このため、直売団体への支援や大型農産物直売所セレサモスへの出荷奨励、市場出荷奨励、温室等の農業用施設等に対する奨励などの支援を行い、農家の経営安定を図ることにより、農地を保全する施策を展開しております。</p> <p>本市の農業を取り巻く状況は大変厳しい状況ではありますが、今後とも、農家への経営支援や栽培技術支援等により農業振興を図ってまいります。</p> |

| 意見等の要旨 | 意見等に対する市の考え方 |
|--|--|
| <p>これまで、片平地区ではグラウンド、学校、病院など、この市街化調整区域内に設立され、今回は大規模な墓地が開設され、規制できないのが現状である。</p> <p>一方、古沢地区は都市施設に囲まれ絶好な環境で、土地区画整理組合設立準備委員会が設立され着々と進められているとの予想に反し、現状計画案休止と聞く。周辺の他の地域と同じように開発を企てた企業、地権者、そしてそれを認め進めた行政。どちらも市街化調整区域の基本の確たるものが欠けていないか。</p> | <p>本市の市街化調整区域については、川崎市都市計画マスタープランにおいて土地利用の基本方針を定め、都市における貴重な自然空間として基本的に市街化を抑制することとしております。一方で、資材置場や墓地造成などの無秩序な土地利用が進み、集落としての住環境が悪化している地域もみられることから、農地や緑地の保全や集落環境の維持改善等に向けた土地利用のルールとなる整序誘導区域における地区計画制度を設け、住民の発意によるきめ細やかな土地利用の推進に努めております。</p> <p>また、市街化調整区域内の個別の開発行為については、法令上厳しく制限されておりますが、一部、例外的に認められるものが定められております。本市でもこれに基づいて、周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものに限り立地を認める等の基準を定めておりますが、他都市の基準と比較した場合、比較的厳しい内容となっております。</p> <p>なお、土地区画整理事業については、都市計画マスタープランを踏まえ、優良な農地と良好な緑地の保全や集落環境の維持改善等に配慮され、着手されることが確実となった場合、関係機関との調整を行った上で、市街化区域への編入を検討します。</p> |
| <p>「地権者等」との記述がみられるが、「等」とは何か。緑を守る観点からの大切なことは地権者であり、加えてその地域の周辺住民が含まれると考える。都市周辺の土地等は地権者のみで決められない状況になっていることをいかに伝え、浸透させていくかが今差し迫った課題ではないか。それには規制面はもちろん、財政上の支援、税上の配慮を含めた保全・維持を具体的・積極的に提示する必要がある。</p> | <p>はじめに「地権者等」の等についてですが、「農ある風景」の保全において地権者の御理解、御協力はもちろんのこと、地域の皆様の御理解も必要でございますことから「地権者等」としております。</p> <p>次に、「農ある風景」の保全については、法令や計画に基づき保全施策を推進するとともに、制度の周知に努めてまいります。</p> |

| 意見等の要旨 | 意見等に対する市の考え方 |
|--|---|
| <p>世田谷・町田線が工事中であるが「一步先行くみどりとえにしのタウン」と自ら記載しながら街路樹計画が織り込まれていない（既存の道路にはそれなりに何本かの街路樹があった）。本地区最大の幹線道路でありながら…。計画当初から織り込むべき事項と思う。</p> | <p>都市計画道路世田谷町田線は、市民生活や産業経済活動を支える市北部を横断する重要な幹線道路であるとともに、災害時における救難・救急活動や物資の輸送など、広範な応急活動を実施するための緊急交通路に指定されています。</p> <p>本路線の交通渋滞の緩和や歩行者の安全な通行の確保を図るため、現道を計画幅員20mに拡幅し、4車線の車道と両側に幅員2.5mの歩道を設置するとともに、電線類の地中化や主要な交差点部においては右折帯を設置する計画で、事業を推進しております。</p> <p>街路樹につきましては、計画歩道幅員2.5mの中で設置することは困難ですが、計画幅員の一部では、道路の線形により歩道幅員を広く確保できる箇所がありますので、その箇所につきましては、積極的に植樹帯を設置してまいりたいと考えております。</p> <p>また、植樹帯が設置できない箇所につきましては、ツタ類をはわせた横断防止柵（緑のフェンス）を設置するなど、できる限り、道路の緑化に努め、周辺の良い住環境に配慮した幹線道路の整備を進めてまいります。</p> <p>なお、現在、工事中である新百合ヶ丘駅入口交差点から麻生警察署前交差点までの区間につきましては、歩道幅員を広く確保できる箇所に街路樹を設置する予定です。</p> |
| <p>麻生まちづくり学校について、第1回の平成21年に比べ、平成25年の資料が全く同じ。特に、都市計画マスタープラン麻生区構想区民提案のテーマ別まちづくり方針3-1-4市街化調整区域に関する方針については、記載がない。すべての項が全く進展していない感じがする。</p> | <p>麻生まちづくり学校は、「都市計画マスタープラン麻生区構想区民提案」（以下「区民提案」という。）が平成16年4月に市長に提出された後、区民提案検討委員有志により設立された市民活動団体によって自主的に運営されています。</p> <p>毎年講座等を開催することで、地域のまちづくりを担う人材育成を担っており、講座のテーマに応じて、配布資料の1つとして、平成16年4月に作成された「区民提案の概要」を使用することもあります。</p> <p>なお、市街化調整区域に関する今後の方向性につきましては、本市における人口や産業の長期的な見通しを見据えながら、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画マスタープラン」の改定に向けた検討を進めることとしており、その過程段階で具体案をお示しし、市民の皆様からの御意見も伺いながら方針等を定めてまいります。</p> |

| 意見等の要旨 | 意見等に対する市の考え方 |
|--|--|
| <p>川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画では、基本政策I「安全で快適に暮らすまちづくり」の下に施策課題「良好な都市景観形成の推進」があるが、重点戦略プラン1「安全・安心な地域生活環境の整備」では、「良好な都市景観形成の推進」に関する内容が見出せない。</p> <p>施策課題「良好な街なみづくり・景観づくりの推進」で「市民が主体となって取り組む地区を『都市景観形成地区』に指定し、届出制度等により、建築物の形態や色彩などの誘導を進めます…」とあるが、景観法が平成16年度制定されているが麻生区では特定地区について意見公募が最近行われたばかり。これも新百合ヶ丘駅周辺について限定されたものであり、その周辺地域は野放しではないかと思える状況である。第3期実行計画でも「推進」であって、具体的な実施計画の記載はなく、僅か「路上の違反広告物の除去」とあるのみである。</p> | <p>重点戦略プランは、実行計画期間に展開する施策のうち、特に重点的・戦略的に取り組むことにより、大きな施策成果の達成や課題の解決を目指すとともに、他の施策を牽引し、新総合計画全体の着実な推進を先導していく施策について取りまとめたものですので、御指摘のように、一部の施策課題の内容については、重点戦略プランで掲げられていないことがあります。</p> <p>新百合ヶ丘駅周辺地区は、昭和52年から昭和60年まで土地区画整理事業を行い、造成、建築物の整備にあわせ、権利者の発意から良好な市街地形成の指針となる「上物建設マスタープラン」を策定し、まちづくりを進めてまいりました。その後、平成12年には、川崎市都市景観条例に基づく新百合ヶ丘駅周辺都市景観形成地区を、駅直近のAエリア及びBエリアから、御指摘の周辺地域のCエリア及びDエリアまで4つの区域に分けて指定しております。地区指定後は、「上物建設マスタープラン」の内容を踏襲しながら景観形成基準を定め、良好な景観づくりの誘導を届出制度としてこれまで運用してまいりました。さらに、平成16年の景観法制定を踏まえ、平成20年に、川崎市景観計画の施行と併せ、先に定めた都市景観形成地区のうち駅直近のAエリア及びBエリアを景観計画特定地区として指定し、都市景観形成地区の基準をそのまま移行した届出制度により、良好な景観づくりの誘導を推進してまいりました。御指摘の周辺地域のCエリア及びDエリアにつきましても、引き続き都市景観形成地区として良好な景観づくりの誘導を図ってまいります。</p> |

2 政策評価の手法に関するもの
該当する意見なし